

【2025年4月から】

事業者が行う退避や立入禁止等の措置について、 保護措置の対象が拡大されます

京都労働局 労働基準部 健康安全課

労働安全衛生法に基づく省令改正により、「作業を請け負わせる一人親方等」、「同じ場所で作業を行う労働者以外の人」にも、労働者と同等の保護が図られるよう、必要な措置を実施することが事業者には義務付けられます。

※ 労働安全衛生法第20条、第21条及び第25条、第25条の2に関して定められている以下の4つの省令で、作業場所に起因する危険性に対処するもの（退避、危険箇所への立入禁止等、火気使用禁止、悪天候時の作業禁止）について事業者が実施する措置が、今回の拡大対象です。
・労働安全衛生規則 ・ボイラー及び圧力容器安全規則 ・クレーン等安全規則 ・ゴンドラ安全規則

1 危険箇所等において事業者が行う退避や立入禁止等の措置の対象範囲を、作業場で何らかの作業に従事する全ての者に拡大

危険箇所等で作業を行う場合に、「同じ作業場所にいる労働者以外の人（一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など、契約関係は問いません）」も、以下の(1)から(3)までのような措置の対象にすることが義務付けられます。

※ 令和5年4月から、多量の高熱物体を取り扱う場所、有害物を取り扱う場所、有機溶剤等の貯蔵場所などの『有害性』の高い作業場所を対象に、「立入禁止、喫煙・飲食禁止」「退避」「有害性等の表示」「保護具使用の必要性の周知」等の措置の実施が義務付けられています。
令和7年4月から『危険性』が高い場所についても、同様に、以下のような義務が施行されます。

(1) 立入禁止・搭乗禁止等

労働者に対して危険箇所等への立入禁止、危険箇所等への搭乗禁止、立入等が可能な箇所の限定、悪天候時の作業禁止の措置を行う場合、その場所で作業を行う労働者以外の人にもその対象とする必要があります。

(主な対象)

- ・ 車両荷役運搬機械等（フォークリフト、不整地運搬車、貨物自動車など）の接触危険範囲への立入禁止、搭乗席以外への搭乗禁止
- ・ 車両系建設機械（ドラグ・ショベル、くい打ち機、ブレイカーなど）の接触危険範囲への立入禁止、搭乗席以外への搭乗禁止
- ・ 特に火災又は爆発の危険がある場所への立入禁止
- ・ はい作業が行われている場所への立入禁止
- ・ ボイラー室等のボイラー設置場所への立入禁止
- ・ ハッカーによる玉掛けなど一定の玉掛け方法でクレーン作業を行う場合の、つり上げられた荷の下への立入禁止

(2) 火気使用禁止等

喫煙等の火気使用が禁止されている場所においては、その場所にいる労働者以外の人についても火気使用を禁止する必要があります。

(主な対象)

- ・ 危険物以外の可燃性の粉じん、火薬類、多量の易燃性の物又は危険物が存在して爆発又は火災が生ずるおそれのある場所での火気使用禁止等

(3) 退避

事故発生時等に労働者を退避させる必要があるときは、同じ作業場所にいる労働者以外の人にも退避させる必要があります。

(主な対象)

- ・ 化学設備からの危険物等の大量流出等爆発、火災等による急迫した危険がある場合の退避
- ・ 可燃性ガスが発生するおそれのある地下作業場所でのガス濃度上昇時の退避

【備考 重層請負の場合】

危険箇所等における立入禁止等の措置は、個々の事業者が当該場所において措置すべきものです。

しかしながら、危険箇所等における作業を重層請負により複数の事業者が共同で行っている場合等、同一場所についてこれらの義務が複数の事業者に課されているときは、立入禁止の表示や掲示を事業者ごとに複数行う必要はなく、元方事業者がまとめて実施するなど、共同で表示や掲示を行っても差し支えありません。

2 危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等に対する周知の義務化

立入禁止とする必要があるような危険箇所等において例外的に作業を行わせる場合であって、**労働者に対して保護具等を使用させる義務がある場合には、請負人（一人親方、下請業者）に対しても保護具等を使用する必要がある旨を周知する必要があります。**

（主な対象）

- ・ ホッパー等の内部で作業をさせざるを得ない場合の墜落制止用器具の使用の周知

※ なお、令和5年4月から、多量の高熱物体を取り扱う場所、有害物を取り扱う場所、有機溶剤等の貯蔵場所などの『有害性』の高い場所を対象に、請負人に対し「局所排気装置等を稼働させる等の配慮」「特定の作業方法が義務付けられている場合の作業方法の周知」「保護具使用の必要性の周知」等の措置の実施が義務付けられています。

【備考ア 重層請負の場合】

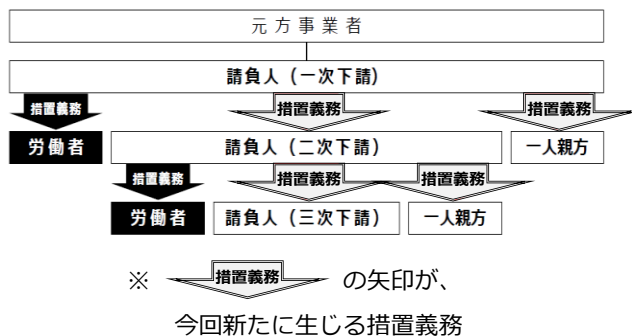
請負人に対する周知は、個々の事業者が請負契約の相手方に対して措置すべきものです。

図の場合、三次下請まで作業に従事する場合は、一次下請は二次下請に対する義務を負い、三次下請に対する義務はありません。二次下請が三次下請に対する義務を負います。

なお、作業の全部を請負人に請け負わせるときは、当該事業者は単なる注文者の立場に当たるため、当該事業者はこの作業については措置義務の対象となりません。

（重層請負の場合の措置義務の例

… 三次下請までの重層請負となっている場合）



【備考イ 元方事業者が実施すべき事項】

上記アの図の場合、元方事業者は、今回の措置義務の対象になっていません。

しかし、労働安全衛生法第29条第1項・第2項により、元方事業者は、関係請負人が法やそれに基づく命令（今回改正の4省令を含む）の規定に違反しないよう必要な指導を行わなければならないこと、違反していると認めるときは必要な指示を行わなければならないことが規定されています。

今回の改正で義務付けられた措置を関係請負人が行っていない場合は、「必要な指導・指示」を行わなければなりません。

【備考ウ 周知の方法】

周知は以下のいずれかの方法で行い、周知内容が複雑な場合等は、①～③のいずれかの方法で行ってください。

- ① 常時作業場所の見やすい場所に掲示または備えつける
- ② 書面を交付する（請負契約時に書面で示すことも含む）
- ③ 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録した上で、各作業場所にこの記録の内容を常時確認できる機器を設置する
- ④ 口頭で伝える